

請求にかかわる注意事項

1. 同封する本人確認書類について

沢井製薬グループは、個人情報にかかわる請求に対応するために下記の書類をご提出頂き、ご本人又はご本人の正当な依頼を受けた代理人のご請求であることを確認させていただきます。下記の書類をご送付頂けない場合は、ご要望に対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 本人確認用書類として下記のいずれかをご同封下さい。

- ① パスポート又は運転免許証の写しを1通
- ② 健康保険証、年金手帳、納税証明書（又は非課税証明書）の写し又は住民票の原本のうちいずれか2種類を各1通

(2) 代理人確認用書類として下記のいずれかをご同封下さい。

- ① (1)の本人確認用書類
- ② 代理権確認用書類として、
 - 法定代理人…戸籍謄本又は審判書の写しを1通
 - 任意代理人…ご本人の印鑑登録証明書及びご本人の実印が押印された委任状

*…ご本人との連絡を記録するため、上記確認用書類は返却いたしません。沢井製薬グループにて厳重に保管いたします。

2. ご請求に応じかねるケース

次の場合は開示等のご請求に応じかねますので予めご了承ください。その場合は、その旨通知致します。

- (1) ご本人確認や代理人確認ができない場合
- (2) 各請求書のご記入内容に不備がある場合
- (3) ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 法令に違反することとなる場合
- (5) 個人情報保護法上、沢井製薬グループが開示等の請求に応じる義務がない場合
- (6) 当該個人情報が存在しない又は特定不可能な場合

